

資金運用機関の募集について

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「当機構」という。）の本部においては、独立行政法人通則法第 4 7 条に基づき、別添により短期間の資金運用を行います。

当該資金運用を行う入札（引き合い）への参加希望者を、下記により随時募集することとしましたので、参加を希望される方は申請してください。なお、次回の資金運用を 9 月上旬に予定しておりますので、新たに参加を希望される場合、8 月 28 日（月）までに申請してください。8 月 28 日（月）以降に参加を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡いただければ、運営支援部資金調整課の方で随時対応いたします。

また、既に当機構の資金運用機関として入札参加者名簿に登録（以下「入札参加登録」という。）されている場合には、引き続き入札参加登録を受けているものとして取り扱わせていただきます。

記

1 参加資格要件

参加者は、東京都区内に営業拠点を有する者であるとともに、入札に参加する金融商品に応じて次の条件を満たし、入札参加登録されていることが必要です。ただし、経営の状況又は信用度が極端に悪化していると認められる場合、監督当局から業務停止処分等の行政処分を受けている場合等入札参加登録を行うことが不相当と当機構が認めた際には、登録を行わないこと又は登録後に参加資格の停止や登録の抹消することがあります。

(1) 大口定期預金、譲渡性預金（新発）又は合同運用指定金銭信託による運用に係る資格要件

- ① 銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行又はその他厚生労働大臣の指定する金融機関であつて、格付を付与されているすべての格付機関（ムーディーズ、日本格付投資情報センター、日本格付研究所、スタンダード&プアーズ又はフィッチ・レーティング）から A 格相当以上の（長期）発行体格付を付与されていること。
- ② 国内に本店が所在していること。
- ③ 直近の決算（四半期決算を含む。）における自己資本比率（単体）が 8 % 以上であること。

(2) 国債、地方債又は政府保証債による運用に係る資格要件

- ① 財務省における国債に係る入札参加資格を有する者であること。
- ② (1) の①後段及び②の要件を満たすこと。

2 入札参加登録申請等

(1) 次の書類を当機構あて提出してください。

- ① 資金運用入札参加申込書（様式第 1 号）
入札（引き合い）の際に、代理人が入札書を作成又は参加する場合は、当該代理人に対する委任状及び使用印鑑届（様式第 2 号）をあわせて提出してください。
- ② 印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- ③ 上記 1（1）又は 1（2）の参加資格要件を満たしていることを明らかにする書類（入札に参加しようとする金融商品に応じた書類）

※入札参加登録後に代理人、参加資格要件に変更があった場合には、速やかにお知らせ願います。

(2) 提出された書類を審査のうえ、審査結果をお知らせします。

なお、必要に応じてヒアリングをさせていただく場合があります。

(3) 入札参加登録は、令和5年10月以降に実施する資金運用の入札参加に有効とします。

(4) 入札参加登録後に実施する入札から入札への参加が可能となります。

提 出 先 独立行政法人地域医療機能推進機構本部運営支援部資金調整課
お問い合わせ先 住所：〒108-0074 東京都港区高輪3丁目2番12号
電話：03-3445-0825 担当：運営支援部資金調整課

(別添) 資金運用の方法等について

1 資金運用の方法

- (1) 大口定期預金、譲渡性預金(新発)又は合同運用指定金銭信託
- (2) 国債、地方債又は政府保証債

2 運用期間及び金額

- (1) 運用期間
短期（原則1ヶ月以上1年以内）
- (2) 運用金額
1回あたり10億円から200億円程度（年間複数回実施）

3 選定方法

入札参加登録者に対する入札（引き合い）により、最も有利な条件を提示した1社を運用委託先として選定します。なお、1社当たりの運用委託金額に上限を設定することがあります。

4 入札の実施

- (1) 入札を実施する都度、当機構から入札参加登録をされた者に運用方法、運用期間、運用金額、入札日時等を通知し、入札参加者からの入札書を受領します。（入札実施の通知、入札書の提出はいずれもFAXにより行います。）
- (2) 当機構が提示した運用金額及び運用期間の範囲内で最も高い運用収益額をもって入札した者1社を落札者とします（同一の運用収益額をもって入札した者が複数いる場合は、運用日数が短い者を落札者とします。運用日数も同一の場合は当機構において本入札業務に関係しない職員立ち会いのもと厳正な抽選により落札者を決定します。）。
なお、最も高い運用収益額が普通預金による運用収益額を下回る場合には、運用を行わないことがあります。
- (3) 次の事項に該当する者は入札に参加いただけないことがあります。
 - ①入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者
 - ②入札の時点において、入札参加登録の参加資格要件を満たさなくなっている者
 - ③経営の状況又は信用度が極端に悪化している者
 - ④その他当機構が不相当と認める者

5 入札結果の公表

入札結果については、次の事項を入札参加者のうち希望する者に連絡します。

- ①運用対象の金融商品名
- ②落札者の法人名
- ③運用金額
- ④運用開始日

以上